

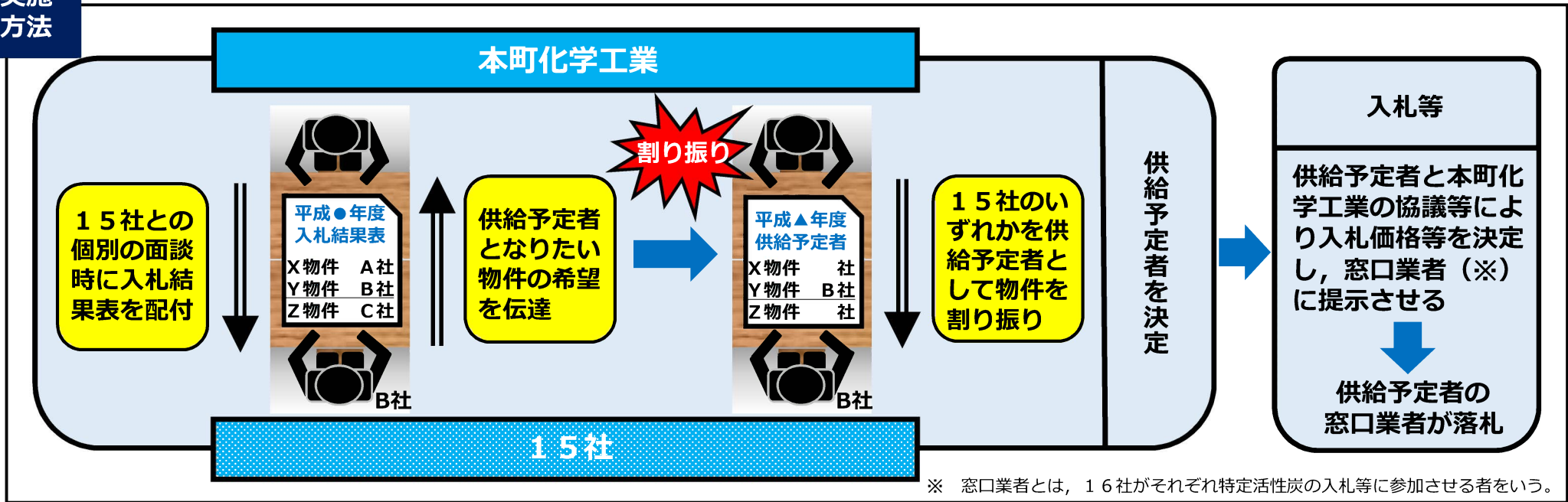
1 違反行為の概要

(1) 特定活性炭（東日本地区）

違反行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給予定者を決定し、供給予定者は本町化学工業を介して供給する ・ 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する 	旨の合意
------	---	------

特定活性炭の取引分野における競争を実質的に制限

実施方法



(2) 特定粒状活性炭（近畿地区）

違反行為

- ・ 供給予定者を決定し、供給予定者は本町化学工業を介して供給する
- ・ 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する

旨の合意

特定粒状活性炭の取引分野における競争を実質的に制限

実施方法

本町化学工業及び10社

入札物件ごとに、10社の中から

- ・ 納入先施設ごとに供給予定者となる順番をあらかじめ定め、当該順番に該当する者を供給予定者とする
- ・ 特定の納入先施設については特定の者を供給予定者とする

ことを原則としつつ、本町化学工業と10社のうち一部の者が必要に応じて調整して、10社のうちいずれかの者を当該物件の供給予定者とする



供給予定者を決定

入札

供給予定者と本町化学工業の協議等により入札価格を決定し、窓口業者（※）に提示させる

供給予定者の窓口業者が落札

※ 窓口業者とは、11社がそれぞれ特定粒状活性炭の入札に参加させる者をいう。

供給予定者は本町化学工業を介して自社の粒状活性炭を供給

供給予定者

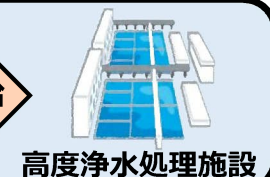
供給

本町化学工業

供給

窓口業者

供給



高度浄水処理施設